

商工業労働省（MCIL）

（サモア）

（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 WS. I

略語のリスト

国内官庁： 商工業労働省（MCIL）（サモア）

I P A : 2011年知的所有権法（2011年法律第9号）

I P R : 2015年知的所有権規則

指定（又は選択）官庁 WS	商工業労働省（MCIL） （サモア） 国内段階に入るための要件の概要	概要 WS
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方） ²	
国際出願の写しを要求されるか？	国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、国際出願の写しが要求される。これは、出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づき国内段階の早期開始の明示の請求を行った場合が考えられる。	
国内手数料	通貨：サモア・タラ（SAT） 特許： 出願手数料 …………… SAT 500 革新特許： 出願手数料 …………… SAT 350	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。
- 2 出願人が国際出願の翻訳文に関して、補正されたもの又は最初に提出したもののいずれか一方のみを提出した場合、国内官庁は欠落している翻訳文を提出するよう出願人に求める。

WS

商工業労働省 (MCIL)
(サモア) (続き)

WS

国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>国際出願の願書に記載されていない場合には、各発明者の氏名及びあて名^{3,4}</p> <p>国際出願の願書に記載されていない場合には、出願人の国籍</p> <p>国際出願日後に出願人の名称変更があった場合には、名称変更を証明する書類⁴</p> <p>出願人が特許出願及び付与の資格を有する旨の宣言書^{3,4}</p> <p>出願人が先の出願の優先権主張の資格を有する旨の宣言書^{3,4}</p> <p>出願人がサモアに居住していない場合には代理人の選任⁵</p> <p>代理人の選任証書 (選任書又は委任状)⁵</p>
誰が代理人として行為できるか?	サモアで登録されている代理人又は弁護士
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から3箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。国内官庁は通知に回答してこの要件を満たすための手数料としてSAT 100を課す。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

IPR	68	<p>WS. 01 国手続言語</p> <p>手続言語は英語である。国際出願が英語で行われていない場合、出願人は確認済の英語翻訳文の提出が要求される。</p> <p>WS. 02 翻訳文（補充）</p> <p>国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。</p>
IPA	8(4), (6)	<p>WS. 03 分割出願</p> <p>出願人は審査手続中いつでも出願を分割することができる。分割後の出願は、国内段階に移行済の国際出願と同一の出願日及び該当すれば優先日の利益を享受する。分割出願の手数料額は附属書WS. Iに記載されている。</p> <p>WS. 04 手数料（支払方法）</p> <p>概要及び本章に表示する手数料の額は附属書WS. Iに記載されている。</p>
IPR	14(2)	
IPA	13(2), (3)	<p>WS. 05 維持手数料</p> <p>国際出願日から5年目を初回として、5年ごとに維持手数料を前払する。維持手数料が不払の場合、特許は失効する。維持手数料の額は附属書WS. Iに記載されている。</p>
IPR	15, 16	<p>WS. 06 代理</p> <p>出願人がサモアに居所又は業務上の本拠地のいずれも有していない場合には、サモアで登録されている代理人又は弁護士による代理が要求される。代理人は、許可された様式に出願人が署名したものを提出することによって選任しなければならない。</p>
IPA	7(3)(g) 7(10)-(11)	<p>WS. 07 生物材料・伝統知識</p> <p>保護を求める発明が、サモア若しくはその他の場所における特定地域又は先住民社会が利用可能な知識を基礎としている場合、出願人はそれに関する陳述書の提出が要求され、登録官は、その材料若しくは知識を利用するための資格又は許可を示す証拠を提出するよう出願人に要求することができる。該当する場合には発明に使用されている生物材料の出所又は原産地を開示する陳述書が要求される。</p>
PCT Art.	24(2) 48(2)	<p>WS. 08 期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容</p> <p>国内段階6.022から6.027項を参照。</p> <p>WS. 09 PCT第25条の規定に基づく検査</p> <p>関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。</p>
PCT Rule	82bis	
PCT Rule	49.6	<p>WS. 10 権利回復</p> <p>出願人は、状況において要求される相当の注意を払ったが、適用される期間内にPCT第22条に規定する行為を遂行しなかった場合、権利回復を請求することができる。権利回復請求は、適用される期間の終了日から12箇月以内に行わなければならない。権利回復の手数料額は附属書WS. Iに記載されている。</p>
IPA	130	
IPA	30	<p>WS. 11 出願変更</p> <p>特許についての国際出願は革新特許出願に変更可能であり、その逆も認められる。出願変更は特許若しくは革新特許の付与又は拒絶前であればいつでも請求することができる。出願変更は附属書WS. Iに記載する手数料の支払が条件とされる。</p>

手 数 料

(通貨：サモア・タラ)

特 許

出願手数料	500
調査手数料	30
維持手数料	400
補正請求手数料	150
出願変更手数料	100

革新特許

出願手数料	350
-------------	-----

手数料の支払方法

手数料の支払はサモア・タラ建で行うべきである。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名又は名称，支払う手数料の種類を表示しなければならない。